

株 主 各 位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号

 **OCHIホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 越 智 通 広  
社長執行役員

## 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グランドハイアット福岡3階 ザ・グランド・ボールルーム

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第6期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第6期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 取締役12名選任の件

**第2号議案** 監査役1名選任の件

**第3号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

**第4号議案** 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ochiholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期前半においては、政府の経済政策を背景に、日銀の金融政策による円安・株高の進行もあり、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、期後半においては、中国経済の減速や原油価格の下落が及ぼす影響など、国内景気に対する不透明感が強まってまいりました。

当住宅関連業界におきましては、雇用や所得に一部改善の動きが見られ、個人の住宅取得に向かう消費マインドにも回復の兆しが見え始め、新設住宅着工戸数は前期比4.6%増の92万戸となりましたが、当社グループの主なターゲットである戸建住宅については、消費税増税の反動減があった前期から2.1%増と緩やかな増加となりました。また、配送や工事における人手不足、九州地区での産業用太陽光パネルの需要落ち込みなど、必ずしも良好な経営環境ではない中での推移となりました。

このような状況の中で、当社グループは、新築の戸建住宅を主体として、リフォームやリノベーション需要の取り込み、高齢者等への配慮住宅やゼロエネルギー住宅の提案促進、非住宅分野での営業強化に努めるとともに、都市圏を中心に新規顧客の開拓、販売力の強化を図るべく、積極的な営業を展開してまいりました。

また、グループ内で越智産業(株) (福岡市中央区) による(株)新建 (熊本市西区) の統合により経営の効率化を図るとともに、M&Aにより坂口建材(株) (佐賀県佐賀市) を新たに連結子会社とするなど、営業基盤の強化にも取り組んでまいりました。

さらには、越智産業(株)で、アイランドシティ (福岡市東区) に「福岡センター」を新設し、事業拠点・物流拠点の集約による業務の効率化、顧客サービスの向上にも努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、84,525百万円 (前期比1.3%増) となりました。利益面につきましては、営業利益は1,468百万円 (前期比4.0%増)、経常利益は1,594百万円 (前期比1.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,153百万円 (前期比4.1%増) となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### <建材事業>

販売店や工務店へのサポート体制を強化するとともに、主要な営業エリアにおいて建材・住設機器の展示会「アイラブホームフェア」を開催し、新規需要の喚起やリフォーム需要の掘り起こしなどに取り組んでまいりました。他方、グループ内での越智産業(株)による(株)新建の統合、坂口建材(株)の連結子会社化、物流拠点「福岡センター」の新設など、業務の効率化、営業基盤の強化、顧客サービスの向上にも取り組んでまいりました。しかしながら、九州地区での産業用太陽光パネルの需要落ち込みなどもあり、当事業の売上高は、64,832百万円（前期比1.2%減）となりました。営業利益につきましては、売上総利益率が向上し、1,141百万円（前期比2.2%増）となりました。

#### <生活事業>

北海道、東北および関東地区を中心に営業活動を行なっている生活事業において、家庭用品や住設関連商品の販売は堅調に推移しました。また、暖冬の影響により一時伸び悩んだ暖房機器の販売も期末に向けて回復いたしました。この結果、当事業の売上高は6,426百万円（前期比1.3%増）、営業利益は28百万円（前期比93.3%増）となりました。

#### <加工事業>

戸建住宅だけでなく、賃貸住宅、高齢者向け介護施設、保育園等の非住宅分野の受注獲得に向けて営業を展開する一方で、木材を加工し、現場でその部材の組み立てまで行なう建築工事業の強化にも取り組んでまいりました。また、西日本クラフト(株)（佐賀県三養基郡）では、新たに非住宅物件に対応した特殊加工機を導入し、非住宅分野での営業強化、生産能力の拡大に努めてまいりました。この結果、当事業の売上高は11,074百万円（前期比2.6%増）、営業利益は641百万円（前期比8.0%増）となりました。

#### <その他>

平成26年12月にD S T O K A I(株)を連結子会社化したことに伴ない、同社の事業を報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に区分しております。事業内容は主として店舗建設および介護関連事業であります。当事業の売上高は2,513百万円、営業利益は23百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,004百万円であり、その主なものは、物流センター（福岡市東区）の建設費495百万円（越智産業㈱）、プレカット加工機の取得費383百万円（西日本クラフト㈱、西日本フレーミング㈱）、賃貸用不動産の建設費34百万円（越智産業㈱）であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、取引金融機関からの経常的な調達のみであり、増資あるいは社債発行による調達は行なっておりません。

## (4) 重要な企業再編等の状況

当社の連結子会社である越智産業㈱が平成27年11月10日付で、坂口建材㈱の株式を追加取得したため、同社を連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、「住生活に関するビジネスを通じて、豊かな住環境づくりと地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関する幅広い分野へ事業を展開する「住生活のトータルサプライヤー」を目指しております。

平成29年3月期をスタートとする3か年の中期経営計画において、将来的な新設住宅着工戸数の減少に備えて、営業部門、管理部門の双方で効率化を推進する一方、M&Aや新規営業施策により成長を維持するものとしております。また、持株会社である当社によるグループ会社に対するガバナンスを強化いたします。

なお、セグメント毎に次の事項に注力してまいります。

### <建材事業>

ビルダーやホームセンター等の販売チャネルの強化、工事部門の強化、リフォーム市場の攻略等により売上総利益率を向上させます。併せて、物流センターの展開等の効率化や経費削減を行ない、収益体質を強化します。

### <生活事業>

取引先毎の採算管理の徹底や工事部門の強化等により収益力を回復させます。

### <加工事業>

職人不足の状況は今後も続き、高齢者向け介護施設、事務所等の木造非住宅市場も拡大すると予想されることから、現場でのプレカット材の組立工事の受注、非住宅分野の強化、プレカット材以外の建材・住設機器の販売等により収益力を高めます。

### <その他>

介護サービスのノウハウを蓄積するとともに、建設業の営業力・収益力を向上させます。

中期経営計画における売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を含む数値目標は以下のとおりであります。

連結財務目標

(単位：百万円)

	売上高	営業利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
平成31年3月期(目標)	90,000	2,100	営業利益率 2.3%	1,500	ROE 10.6%

## (6) 財産および損益の状況の推移

	第3期 (平成25年3月期)	第4期 (平成26年3月期)	第5期 (平成27年3月期)	第6期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	79,253	91,323	83,469	84,525
経常利益 (百万円)	1,768	2,348	1,579	1,594
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,287	1,454	1,107	1,153
1株当たり当期純利益金額	96円39銭	108円92銭	82円96銭	86円36銭
総資産額 (百万円)	38,947	43,581	42,138	42,933
純資産額 (百万円)	8,049	9,418	10,591	11,427
1株当たり純資産額	600円34銭	702円68銭	791円26銭	853円75銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。  
2. 当社は、第3期および第5期において株式分割を行ないましたが、第3期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
越 智 産 業 (株)	100,000	100	建材事業
(株) ホ ー ム コ ア	14,000	100 (100)	建材事業
(株) ト ー ソ ー	80,000	100 (100)	建材事業
丸 共 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ソ ー ケ ン	10,000	100 (100)	建材事業
坂 口 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー	30,000	50 (50)	建材事業
(株) 松 井	30,000	100	生活事業
西 日 本 フ レ ー ミ ン グ (株)	50,000	100	加工事業
西 日 本 ク ラ フ ト (株)	20,000	100	加工事業
ヨ ド プ レ (株)	45,000	100	加工事業
D S T O K A I (株)	80,000	100	その他 (建設業および介護関連事業)

(注) 1. (株)ウエストハウザーの持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 当社の議決権比率の( )内は内書きで、間接所有比率であります。

3. (株)新建は、平成27年10月1日付で越智産業(株)(連結子会社)を存続会社とする吸収合併を行なったため消滅しております。

4. 越智産業(株)(連結子会社)は、平成27年11月10日付で坂口建材(株)の株式を追加取得したため、同社を連結子会社といたしました。

上記に掲げた重要な子会社12社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
越智産業(株)	福岡市中央区 那の津三丁目12番20号	3,332百万円	8,069百万円
(株)松井	札幌市厚別区 厚別東4条7丁目36-3	2,462百万円	

(8) 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
建材事業	各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等
生活事業	家庭用品、暖房器具等
加工事業	木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等
その他	商業施設建設、高齢者向け介護関連サービス等

(9) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	福岡市中央区那の津三丁目12番20号

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
越智産業(株)	福岡市
(株)ホームコア	北九州市
(株)トソー	熊本県上益城郡
丸共建材(株)	島根県益田市
(株)ソーン	鹿児島県鹿児島市
坂口建材(株)	佐賀県佐賀市
(株)ウエストハウザー	広島市
(株)松井	札幌市
西日本フレーミング(株)	福岡県飯塚市
西日本クラフト(株)	佐賀県三養基郡
ヨドプレ(株)	兵庫県加西市
D S T O K A I (株)	岐阜県可児市

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
965 名	増 23 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者 (5名) を除く就業人員であります。

### ② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3 名	増 2 名	57.3 歳	18.7 年

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業(株)における勤続年数を通算しております。

## (11) 主要な借入先および借入額

### ① 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
	百万円
(株) 十六銀行	634
(株) 福岡銀行	582
(株) みずほ銀行	547
(株) 佐賀銀行	477
(株) 肥後銀行	350

### ② 当社の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
	百万円
(株) 松井	1,429
(株) 三井住友銀行	300
(株) トーソー	200
(株) 福岡銀行	15
(株) みずほ銀行	15

(注) (株)松井および(株)トーソーは、連結子会社であります。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,351,361株  
(自己株式259,609株を除く)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 4,934名
- (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
越智八千代	2,780	20.8
越智通広	1,371	10.3
オチワークサービス(株)	1,105	8.3
伊藤忠建材(株)	423	3.2
住友林業(株)	414	3.1
三井住商建材(株)	342	2.6
吉野石膏(株)	300	2.2
OCHIホールディングス社員持株会	261	2.0
(株)福岡銀行	231	1.7
永大産業(株)	211	1.6

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 智 通 広	社 長 執 行 役 員	越智産業(株) 代表取締役社長
取 締 役	越 智 通 信	執行役員建材事業部長	
取 締 役	萩 尾 一 寿	執行役員リスクマネジメント部長	
取 締 役	高 橋 靖 則	執行役員生活事業部長	(株)松井 代表取締役会長 DS TOKAI(株) 代表取締役社長
取 締 役	酒 匂 利 夫	執行役員人事・総務部長	
取 締 役	古 川 和 広	執行役員財務部長	(株)ホームコア 代表取締役社長 坂口建材(株) 代表取締役社長
取 締 役	種 子 田 俊 郎	執行役員加工事業部長	西日本クラフト(株) 代表取締役社長 ヨドプレ(株) 代表取締役会長
取 締 役	土 生 清 文	執行役員経営企画部長	
取 締 役	中 村 尚 生	社長特命事項担当	
取 締 役	奥 野 正 寛		
取 締 役	松 田 美 幸		福岡県男女共同参画センターあすばる 館長
常 勤 監 査 役	石 倉 正 行		
監 査 役	閑 正 秀		
監 査 役	吉 田 泰 彦		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役執行役員 (株)福岡銀行 取締役専務執行役員
監 査 役	江 藤 洋		江藤中小企業診断士事務所 所長

- (注) 1. 土生清文および松田美幸の両氏は、平成27年6月25日開催の第5期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役奥野正寛および松田美幸の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役石倉正行、吉田泰彦および江藤洋の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役奥野正寛、松田美幸、監査役石倉正行および江藤洋の各氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役および社外監査役とも法令に定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	54百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (10百万円)
計	15名	67百万円

(注) 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	関 係
社 外 取 締 役	松 田 美 幸	福岡県男女共同参画センターあすばる 館長	—
社 外 監 査 役	吉 田 泰 彦	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役執行役員	—
		(株)福岡銀行 取締役専務執行役員	資 金 の 借 入
社 外 監 査 役	江 藤 洋	江藤中小企業診断士事務所 所長	—

### ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係 該当事項はありません。

③ 各社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	奥野正寛	当期開催の取締役会17回全てに出席し、住宅関連業界で培った高い専門知識と豊富な経験を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。
取締役	松田美幸	平成27年6月25日に就任後開催された取締役会13回全てに出席し、コンサルタント、委員として企業、自治体、大学の戦略経営と組織変革に数多く携わっており、女性の活躍推進における実践的な提言をはじめとし、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。
監査役	石倉正行	当期開催の取締役会17回全てに出席し、企業法務に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。
監査役	吉田泰彦	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席し、金融および経営全般における豊富な知識と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。
監査役	江藤洋	当期開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士として、経営戦略の立案等のコンサルティング業務に長年、従事してきた経験から、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 過去2年間の業務停止処分

新日本有限責任監査法人は平成27年12月22日に金融庁より「契約の新規の締結に関する業務の停止3か月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)」の懲戒処分を受けております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外（非監査業務）である合意された手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役の職務執行が法令および定款に適合するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備することを目的として、平成22年10月1日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、平成27年4月22日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社グループの全ての役員および従業員が、法令、定款、社内規則等を誠実に遵守し、社会規範・企業倫理に則って業務を遂行することを目的として、コンプライアンス規則を定めます。
  - ・コンプライアンスの推進、および、リスク管理の統括のため、リスクマネジメント部を設置します。
  - ・社長直轄の内部監査室を設置します。
  - ・内部通報窓口として、「越智ホットライン」を設置し、社内における法令違反行為を防止・是正する体制を整備します。なお、通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る文書およびその他の重要な情報については、法令および文書管理規則に従い、適切に作成、保管および管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
  - ・リスクマネジメント部が日常的にリスク管理を統括します。
  - ・リスク情報の共有化を目的としたリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループにおける潜在的なリスクを未然に防止する体制を整備します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を代表取締役、その他の業務執行取締役および執行役員に委任することにより、業務の効率化を図ります。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ会社管理に係る諸規則を整備するとともに、当社の内部監査室がグループ会社に対する監査を実施することにより、当社グループ全体としての法令遵守および業務の適正の確保を図ります。
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ・監査役監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査役の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査役への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。

- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築します。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対応します。
  - ・反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、外部の専門機関との連携等により反社会的勢力の排除に向けて当社グループ全体で取り組みます。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・リスクマネジメント部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
  - ・当社グループの全ての役員および従業員に「OCH Iグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。
  - ・人事・総務部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組み込み、実施しております。また、重要なグループ会社の所長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
  - ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会および経営会議で担当取締役から報告されております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・平成27年12月に業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入いたしました。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・当社の役員または使用人がグループ各社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
  - ・社長直轄の内部監査室が年間計画に従って、重要なグループ会社に対し内部監査を実施しております。

- ⑥ 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・社外監査役を含む全ての監査役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行なっております。
  - ・常勤監査役は、内部監査の報告書を閲覧するとともに、四半期に1回、内部監査室長との意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を確保しております。
  - ・常勤監査役は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社およびグループ各社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要なグループ会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制（全社統制、業務処理統制、IT全般統制）の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部の専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。
  - ・人事・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。



## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元の拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、15%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

決 議	配当金の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日	配当性向
平成27年11月4日 取 締 役 会	93百万円	7円00銭 (普通配当) 5円00銭 (記念配当) 2円00銭	平成27年9月30日	平成27年12月7日	17.4%
平成28年5月23日 取 締 役 会	106百万円	8円00銭 (普通配当) 5円00銭 (記念配当) 3円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月13日	

(注) 記念配当は、越智産業(株) 創業60周年記念配当であります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,766</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>27,267</b>
現金及び預金	5,286	支払手形及び買掛金	12,608
受取手形及び売掛金	17,675	電子記録債務	10,786
電子記録債権	1,008	短期借入金	2,043
商 品	2,398	リ ー ス 債 務	43
未成工事支出金	509	未払法人税等	344
繰延税金資産	222	未払消費税等	144
そ の 他	714	賞与引当金	409
貸倒引当金	△48	そ の 他	888
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,166</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,237</b>
有形固定資産	10,099	社 債	100
建物及び構築物	2,748	長期借入金	2,678
機械装置及び運搬具	648	リ ー ス 債 務	27
土地	6,602	繰延税金負債	819
リ ー ス 資 産	55	役員退職慰労引当金	219
建設仮勘定	2	退職給付に係る負債	91
そ の 他	40	そ の 他	300
無形固定資産	269	<b>負 債 合 計</b>	<b>31,505</b>
の れ ん	90	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	10	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,109</b>
そ の 他	168	資 本 金	400
投資その他の資産	4,797	資 本 剰 余 金	913
投資有価証券	1,279	利 益 剰 余 金	9,874
繰延税金資産	91	自 己 株 式	△78
退職給付に係る資産	66	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>289</b>
差入保証金	807	その他有価証券評価差額金	349
投資不動産	2,515	退職給付に係る調整累計額	△60
そ の 他	38	<b>非支配株主持分</b>	<b>28</b>
貸倒引当金	△1	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,427</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,933</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>42,933</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高価		84,525
利益		74,771
原総		9,754
管理		8,286
費用		1,468
受取	9	
当	26	
割	146	
引	116	
入	6	
金	0	
益	138	444
立		
入		
支	35	
払	202	
上	41	
産	39	318
賃		
損		
利		1,594
益		
利	2	
益	8	
入	510	
益	12	534
差		
損	0	
失	17	
却	281	298
却		
損		
失		
純		1,830
利	566	
益	109	675
税		
額		1,154
整		
期		1
純		1,153
利		
益		
親		
会		
社		
株		
主		
に		
帰		
属		
す		
る		
当		
期		
純		
利		
益		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	400	913	8,935	△78	10,170
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△213	—	△213
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,153	—	1,153
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	939	△0	939
平成28年3月31日残高	400	913	9,874	△78	11,109

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	422	△28	394	26	10,591
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△213
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,153
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△73	△31	△104	1	△103
連結会計年度中の変動額合計	△73	△31	△104	1	836
平成28年3月31日残高	349	△60	289	28	11,427

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結注記表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

越 智 産 業 (株)	坂 口 建 材 (株)	ヨ ド プ レ (株)
(株) ホ ー ム コ ア	(株)ウエストハウザー	D S T O K A I (株)
(株) ト ー ソ ー	(株) 松 井	
丸 共 建 材 (株)	西日本フレーミング(株)	
(株) ソ ー ケ ン	西日本クラフト(株)	

当連結会計年度において、(株)新建は越智産業(株)を存続会社とする合併により消滅したことに伴ない、連結の範囲から除外しております。また、坂口建材(株)は、越智産業(株)が同社株式を追加取得したため、新たに連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、坂口建材(株)およびD S T O K A I (株)の決算日は2月29日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② た な 卸 資 産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

a 商 品……………主として移動平均法による原価法

b 未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法  
(リース資産を除く)

主な耐用年数	
建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～20年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資不動産……………主として定率法

主な耐用年数 4～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

a 一般債権……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

b 貸倒懸念債権および破産更生債権等……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理方法

a 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

b 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

c 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度以降5年間で均等償却しております。

### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、 および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行なわれた場合には、当該見直しが行なわれた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,797百万円 |
| 投資不動産の減価償却累計額     | 520百万円   |
| 2. 受取手形割引高        | 37百万円    |
| 受取手形裏書譲渡高         | 1百万円     |
| 電子記録債権割引高         | 15百万円    |

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数 | 13,610,970株 |
| 普通株式                       |             |
| 2. 配当に関する事項                |             |
| (1) 配当金支払額                 |             |

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月22日 取 締 役 会	普通株式	120百万円	9円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月4日 取 締 役 会	普通株式	93百万円	7円00銭	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当金 の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年5月23日 取 締 役 会	普通株式	106百万円	利益剰余金	8円00銭	平成28年 3月31日	平成28年 6月13日

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴なうデリバティブは行なわない方針であります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,286百万円	5,286百万円	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,675百万円	17,675百万円	—
(3) 電子記録債権	1,008百万円	1,008百万円	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,258百万円	1,258百万円	—
資 産 計	25,228百万円	25,228百万円	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,608百万円	12,608百万円	—
(2) 電子記録債務	10,786百万円	10,786百万円	—
(3) 短期借入金	2,043百万円	2,044百万円	1百万円
(4) 長期借入金	2,678百万円	2,718百万円	39百万円
負 債 計	28,116百万円	28,158百万円	41百万円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式および債券は取引所の価格によっております。



## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 短期借入金  
短期借入金のうち一年以内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (4) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額20百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
3,282百万円	3,131百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 853円75銭
2. 1株当たり当期純利益金額 86円36銭

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>392</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,775</b>
現金及び預金	99	関係会社短期借入金	1,629
繰延税金資産	4	一年内返済予定長期借入金	110
短期貸付金	160	未払金	7
未収還付法人税等	117	未払法人税等	2
その他	10	未払消費税等	10
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,677</b>	賞与引当金	11
有形固定資産	2	その他	4
器具及び備品	2	<b>固 定 負 債</b>	<b>266</b>
無形固定資産	54	長期借入金	220
ソフトウェア	54	役員退職慰労引当金	46
投資その他の資産	7,621	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,042</b>
投資有価証券	28	純 資 産 の 部	
関係会社株式	7,508	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,028</b>
繰延税金資産	10	資 本 金	400
投資不動産	67	資 本 剰 余 金	4,232
その他	5	その他資本剰余金	4,232
		利 益 剰 余 金	1,486
		利 益 準 備 金	57
		その他利益剰余金	1,429
		繰越利益剰余金	1,429
		自 己 株 式	△90
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△0</b>
		その他有価証券評価差額金	△0
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,069</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,027</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>8,069</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	369	
受 取 配 当 金	588	957
営 業 費 用		364
営 業 利 益		593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	1	
不 動 産 賃 貸 収 入	4	
雑 収 入	0	6
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
不 動 産 賃 貸 費 用	3	22
経 常 利 益		576
税 引 前 当 期 純 利 益		576
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	
法 人 税 等 調 整 額	△0	3
当 期 純 利 益		572

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成27年4月1日残高	400	4,232	4,232	35	1,091	1,127
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△213	△213
利益準備金の積立	—	—	—	21	△21	—
当期純利益	—	—	—	—	572	572
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	21	337	359
平成28年3月31日残高	400	4,232	4,232	57	1,429	1,486

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	△90	5,669	6	6	5,676
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△213	—	—	△213
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	572	—	—	572
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△7	△7	△7
事業年度中の変動額合計	△0	358	△7	△7	351
平成28年3月31日残高	△90	6,028	△0	△0	6,027

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……………定率法  
(リース資産を除く) 耐用年数 器具及び備品 2～5年
  - (2) 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 投資不動産……………定率法  
耐用年数 30年
3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (2) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3百万円
投資不動産の減価償却累計額	11百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	161百万円
短期金銭債務	1,634百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
営業収益	957百万円
営業費用	1百万円
営業取引以外の取引高	17百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	259,609株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	3百万円
その他	0百万円
繰延税金資産（流動）合計	4百万円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	1百万円
役員退職慰労引当金	14百万円
その他	1百万円
繰延税金資産（固定）小計	18百万円
評価性引当額	△7百万円
繰延税金資産（固定）合計	10百万円
繰延税金資産 合計	15百万円

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	越 智 産 業 (株)	所有直接 100%	経 営 指 導 業 務 の 受 託 資 金 の 借 入 役 員 の 兼 任	経営指導業務の受託 (注) 1	268	—	—
				借入金の返済	145	—	—
				利息の支払 (注) 2	0		
子会社	(株) ト ー ソ ー	所有間接 100%	資 金 の 借 入 役 員 の 兼 任	利息の支払 (注) 2	2	関 係 会 社 短 期 借 入 金	200
子会社	丸 共 建 材 (株)	所有間接 100%	資 金 の 貸 付 役 員 の 兼 任	貸付金の回収	30	短 期 貸 付 金	160
				利息の受取 (注) 3	0		
子会社	(株) 松 井	所有直接 100%	資 金 の 借 入 役 員 の 兼 任	借入金の返済	119	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,429
				利息の支払 (注) 2	14		

(注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

3. 丸共建材(株)に対する貸付利息につきましては、全額免除しておりましたが、平成28年1月より市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額

451円45銭

2. 1株当たり当期純利益金額

42円89銭

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 祐二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 陽一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ＣＨＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上



## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 祐 二<sup>㊞</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 陽 一<sup>㊞</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

OCHIホールディングス株式会社 監査役会  
常勤社外監査役 石倉 正行 ㊟  
監査役 関 正秀 ㊟  
社外監査役 吉田 泰彦 ㊟  
社外監査役 江藤 洋 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社内出身の取締役に1名減員し8名とし、社外取締役に2名増員し4名とすることとし、あわせて取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	お ち みち ひろ 越 智 通 広 (昭和32年3月8日生) 再任	昭和54年4月 (株)福岡銀行入行 昭和62年6月 越智産業(株)入社 平成元年7月 同社取締役経理部長 平成3年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成22年10月 当社代表取締役社長 平成27年12月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 越智産業(株)代表取締役社長	1,371,303株
取締役候補者とした理由 平成3年から越智産業(株)の代表取締役、平成22年からOCHIホールディングス(株)の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			
2	お ち みち のぶ 越 智 通 信 (昭和37年8月12日生) 再任	昭和61年4月 エッソ石油(株)（現EMGマーケティング合同会社）入社 平成2年4月 越智産業(株)入社 平成18年6月 同社取締役営業統括グループ副グループ長 平成19年4月 同社取締役営業統括グループ長 平成21年4月 同社取締役経営企画室、内部監査室担当 平成21年9月 同社取締役関係会社統括グループ、経営企画室、内部監査室担当 平成22年10月 同社取締役総務グループ担当 平成22年10月 当社取締役経営企画部長 平成25年6月 越智産業(株)取締役業務グループ担当 平成26年3月 同社取締役経営企画グループ長 平成26年4月 同社取締役常務執行役員グループ会社統括（現任）当社取締役建材事業部長 平成27年12月 当社取締役執行役員建材事業部長（現任）	68,392株
取締役候補者とした理由 営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、平成26年から当社グループの中核事業である建材事業を担当しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	はぎ お かず ひさ 萩 尾 一 寿 (昭和25年3月10日生) 再任	昭和45年1月 越智産業(株)入社 平成21年6月 同社取締役営業管理グループ長兼営業開発グループ長 平成22年10月 同社取締役営業推進グループ長兼営業開発グループ長 平成22年10月 当社取締役建材・住設事業統括部長兼木材加工事業統括部長 平成23年7月 越智産業(株)取締役営業推進グループ長 平成23年12月 当社取締役建材・住設事業統括部長 平成25年4月 越智産業(株)取締役営業管理グループ長 平成25年5月 当社取締役建材事業部長 平成26年4月 当社取締役リスクマネジメント部長 平成27年12月 当社取締役執行役員リスクマネジメント部長(現任) 平成28年4月 越智産業(株)取締役リスク管理グループ長(現任)	21,870株
取締役候補者とした理由 営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、平成26年からリスクマネジメント、コンプライアンスを担当しております。その経験と見識に基づきグループ全体のリスク管理を統括しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			
4	たか はし やす のり 高 橋 靖 則 (昭和22年9月25日生) 再任	平成元年10月 安宅建材(株)入社 平成18年4月 住友林業(株)営業本部西日本営業部副部長 平成19年4月 越智産業(株)入社 平成21年6月 同社取締役関係会社統括グループ顧問 平成22年6月 同社取締役営業企画グループ長 平成22年10月 当社取締役生活用品事業統括部長 平成24年4月 越智産業(株)取締役営業企画グループ担当兼首都圏営業担当 平成25年5月 当社取締役生活事業部長 平成27年12月 当社取締役執行役員生活事業部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)松井取締役会長 DS TOKAI(株)代表取締役社長	5,480株
取締役候補者とした理由 商社勤務を通じ木材・建材業界に精通しており、当社設立以来、生活事業を担当しております。また、事業子会社の代表取締役として経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	きこうとしお 酒 旬 利 夫 (昭和32年9月25日生) 再任	昭和56年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成19年7月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 業務監査部参事役 平成21年2月 越智産業(株)入社 平成21年7月 同社執行役員人事・総務グループ長 平成22年10月 同社執行役員人事グループ長 平成22年10月 当社取締役人事部長 平成25年6月 越智産業(株)取締役人事グループ長(現任) 平成26年4月 当社取締役人事・総務部長 平成27年6月 当社取締役人事部長 平成27年12月 当社取締役執行役員人事・総務部長(現任)	2,990株
取締役候補者とした理由 当社入社以来、人事・総務部門を担当し、人事諸制度の設計と労務管理の充実、人材開発を推進しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			
6	ふるかわけかずひろ 古 川 和 広 (昭和33年6月24日生) 再任	昭和58年4月 (株)福岡銀行入行 平成20年4月 同行六本松支店長 平成22年4月 越智産業(株)入社 関係会社統括グループ長 平成22年10月 同社総務グループ長 平成22年10月 当社取締役総務部長 平成25年6月 越智産業(株)取締役総務グループ担当 平成26年4月 同社取締役 当社取締役経営企画部長 平成27年6月 当社取締役総務部長 平成27年12月 当社取締役執行役員財務部長 越智産業(株)取締役財務グループ長 平成28年5月 当社取締役執行役員 越智産業(株)取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役執行役員内部統制部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)ホームコア代表取締役社長 坂口建材(株)代表取締役会長	1,410株
取締役候補者とした理由 総務部長、経営企画部長、財務部長、内部統制部長を歴任し、管理体制の充実をはじめとしたガバナンスの強化を推進しております。また、事業子会社の代表取締役として経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	種子田俊郎 (昭和26年6月3日生) 再任	昭和50年4月 三菱商事(株)入社 平成20年6月 三菱商事建材(株)取締役常務執行役員木材建材本部長 平成23年7月 越智産業(株)入社 営業開発グループ長兼当社木材加工事業統括部副部長 平成23年12月 同社営業開発グループ長兼当社木材加工事業統括部長 平成24年4月 同社執行役員営業開発グループ長兼当社プレカット事業統括部長 平成24年6月 当社取締役プレカット事業統括部長 平成25年5月 当社取締役加工事業部長 平成25年6月 越智産業(株)取締役営業開発グループ長 平成26年10月 同社取締役営業開発グループ担当 平成27年12月 当社取締役執行役員加工事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 西日本クラフト(株)代表取締役社長 ヨドブレ(株)代表取締役会長 (株)西日本プレカットセンター代表取締役社長	1,800株
取締役候補者とした理由 商社勤務を通じ木材・建材業界に精通しており、当社入社以来、加工事業を担当しております。積極的な設備投資と販路拡大により業績を伸長させており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			
8	土生清文 (昭和33年2月16日生) 再任	昭和55年4月 (株)福岡銀行入行 平成20年6月 同行監査部長 平成22年4月 同行リスク管理部長 平成23年4月 同行常勤監査役 平成27年6月 当社取締役経営企画部長 平成27年12月 当社取締役執行役員経営企画部長 (現任) 平成28年6月 越智産業(株)監査役 (現任)	100株
取締役候補者とした理由 監査・管理部門における豊富な経験を有しており、当社入社後は、経営企画部長としてコーポレートガバナンスに関する基本方針、中期経営計画をはじめとする当社グループの成長戦略の策定にあたっており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	おくのまさひろ 奥野正寛 (昭和23年4月23日生) 再任 社外 独立役員	昭和46年4月 大建工業(株)入社 平成20年4月 同社取締役兼常務執行役員海外営業統括部長 平成20年10月 同社常務執行役員中国総代表兼海外営業統括部長 平成21年4月 同社顧問中国総代表 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	0株
	社外取締役候補者とした理由 建材メーカーの取締役を務めるなど、当業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。		
10	まつだみゆき 松田美幸 (昭和33年11月18日生) 再任 社外 独立役員	平成17年4月 麻生教育サービス(株)シニアコンサルタント 平成17年4月 学校法人麻生塾法人本部ディレクター 平成23年7月 福岡地域戦略推進協議会パートナー 平成24年4月 同協議会フェロー 平成25年4月 同協議会シニアフェロー(現任) 平成26年4月 公立学校法人福岡女子大学学長特別補佐(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 福岡県男女共同参画センターあすばる館長	0株
	社外取締役候補者とした理由 コンサルタント、委員として企業、自治体、大学の戦略経営と組織変革に数多く携わっており、女性の活躍推進における提言をはじめとし、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。 なお、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	江藤 洋 (昭和24年10月5日生) [新任] [社外] [独立役員]	昭和49年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株) (現コカ・コーラウエスト(株)) 入社 平成3年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成19年6月 トーマツコンサルティング(福岡)(株)代表取締役社長 平成21年10月 トーマツコンサルティング(株)西日本代表取締役社長 平成22年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)専務執行役員西日本オフィス統括パートナー 平成24年2月 江藤中小企業診断士事務所開設(現任) 平成26年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 江藤中小企業診断士事務所所長	0株
社外取締役候補者とした理由 監査、企業コンサルティングの分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、平成26年から2年間にわたり当社の社外監査役を務めていただいております。今後は、社外取締役として企業経営全般にわたり、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。			
12	松岡 祐作 (昭和45年12月26日生) [新任] [社外]	平成14年10月 松岡祐作都市建築計画事務所開設 平成23年12月 (株)松岡祐作デザインオフィス設立代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)松岡祐作デザインオフィス代表取締役	0株
社外取締役候補者とした理由 一級建築士ならびに設計事務所の代表取締役として、設計、工事監理の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、リフォーム、リノベーション需要の取り込みをはじめとする当社の事業展開に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。			

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
2. 取締役候補者高橋靖則氏は、(株)松井の取締役会長を兼務しており、当社は同社より資金の借入があります。
3. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 奥野正寛、松田美幸、江藤洋、松岡祐作の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 江藤洋氏は、現在監査役在任中ですが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
6. 奥野正寛氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年、松田美幸氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年、江藤洋氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は奥野正寛、松田美幸の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は江藤洋、松岡祐作の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は奥野正寛、松田美幸の両氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は江藤洋氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。



## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役江藤洋氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本総会において補欠として選任された監査役の任期は当社定款の規定により、退任監査役の任期満了の時までとなります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ひさ ども かず お 久 留 和 夫 (昭和25年3月6日生) 新任 社外 独立役員	平成10年5月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 平成26年7月 久留公認会計士事務所開設 (現任) (重要な兼職の状況) 久留公認会計士事務所所長	0株
社外監査役候補者とした理由 長年にわたり監査業務に従事し、財務および会計における高度な専門性を有しており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断いたします。 なお、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。		

- (注) 1. 監査役候補者久留和夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 久留和夫氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。  
4. 当社は同氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

## 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される中村尚生氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に、ご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なかむら たかお 中村尚生	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）

当社は、取締役および監査役の報酬制度の見直しを行ない、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴ない、現在在任中の取締役 8 名および監査役 1 名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

ただし、贈呈の時期は各取締役および監査役の退任の時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに、ご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おちみちひろ 越智通広	平成 22 年 10 月 当社代表取締役社長（現任）
おちみちのぶ 越智通信	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）
はぎおかずひさ 萩尾一寿	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）
たかやしのり 高橋靖則	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）
さこうとしお 酒匂利夫	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）
ふるかわかずひろ 古川和広	平成 22 年 10 月 当社取締役（現任）
たねおだとしろう 種子田俊郎	平成 24 年 6 月 当社取締役（現任）
はぶきよふみ 土生清文	平成 27 年 6 月 当社取締役（現任）
いしくらまさゆき 石倉正行	平成 26 年 6 月 当社常勤監査役（現任）

(注) 石倉正行氏は社外監査役であります。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および内容を相当とする理由

当社の役員報酬は、現在、基本報酬および退職慰労金により構成されておりましたが、役員報酬の見直しを行ないます。具体的には、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

本制度は、当社の取締役および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えております。

本議案は、平成23年6月29日開催の第1期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額150百万円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、本制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役については取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、取締役の員数は11名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は8名（社外取締役を除きます。）となります。

### 2. 本制度における報酬等の額および内容ならびに参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

#### (2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は除きます。）および執行役員

#### (3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行なうための株式の取得資金として、120百万円（うち取締役分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として120百万円（うち取締役分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、当該追加拠出を行なおうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

#### (4) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年9月）後遅滞なく、120,000株を上限として取得するものとします。

#### (5) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

当社は、信託期間中の毎年3月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与します。

これは、現行の当社退職慰労金の支給水準、役員報酬の支給水準、現在の当社の株価水準、取締役等の員数の動向と今後の見込等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行ないます。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行なうことにより、上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当社株式の一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以 上

【ご参考】平成28年4月22日付開示

## 「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行ない、役員退職慰労金制度を廃止することおよび当社取締役および執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年6月28日開催予定の第6期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。具体的には、平成23年6月29日開催の第1期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を平成29年3月末日で終了する事業年度から当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

#### 2. 役員退職金制度の廃止

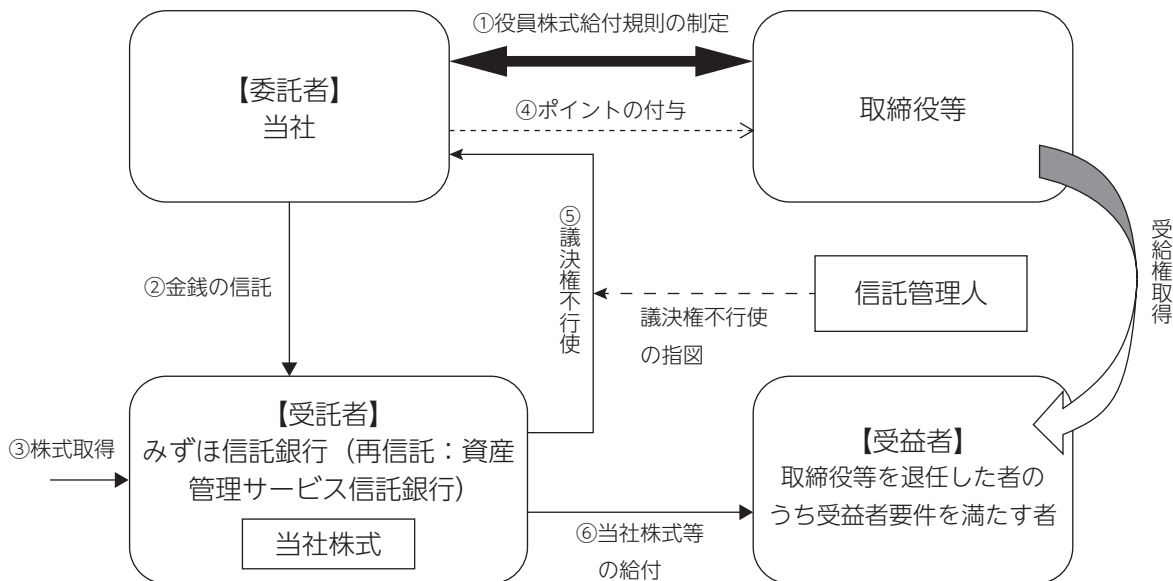
現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役および監査役に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行なうこととし、またその贈呈の時期については各役員の退任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

#### 3. 本制度の概要

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社取締役および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規則」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規則」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規則」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規則」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員

### (3) 信託期間

平成28年9月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行なうための株式の取得資金として、120百万円（うち取締役分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として120百万円（うち取締役分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、当該追加拠出を行なおうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

### (5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、120,000株を上限として取得するものとします。

### (6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法

当社は、信託期間中の毎年3月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与します。これは上記2.のとおり廃止することとしました現行の当社退職慰勞金の支給水準、役員報酬の支給水準等を勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行ないます。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時まで当該取締役等に

付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行なうことにより、上記（6）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当社株式の一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規則の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規則に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年9月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年9月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年9月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上

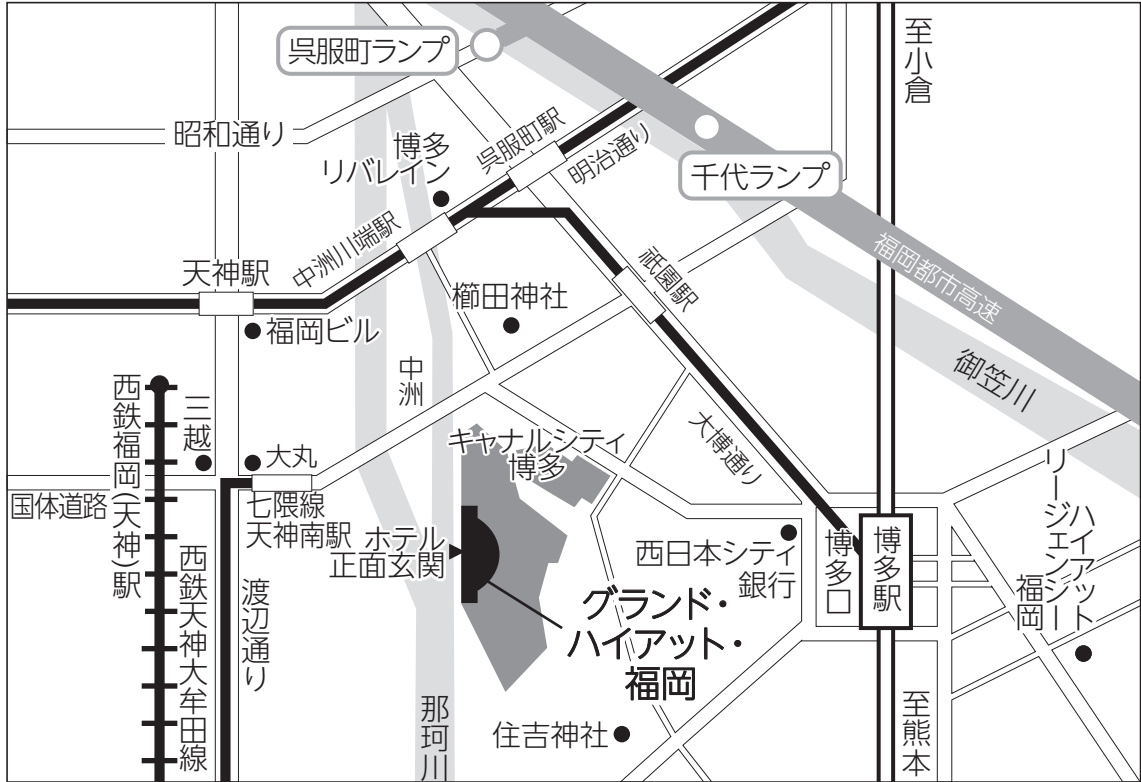






# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
 グランドハイアット福岡 3階  
 ザ・グランド・ボールルーム



- 福岡空港……………車で約15分
- 西鉄福岡（天神）駅…徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅……徒歩約10分
- JR博多駅……………徒歩約10分

